

## 電子申請届出システムQ &amp; A（武豊町）

問1 電子申請届出システムを必ず利用しなければならないでしょうか。

答1 令和5年3月に介護保険法施行規則が一部改正され、全ての事業所は、町への指定の申請、変更の届出等を、やむをえない事情がある場合を除き、電子申請届出システムで提出することになっております。

※やむをえない事情とは、「インターネットのような通信技術になれていない」や、「対面を希望しているため」など。

問2 申請・届出受付を行った際に、申請者宛に通知メールが送付されますか。

答2 申請・届出について、「完了」画面まで遷移すると、登録されたメールアドレスに申請・届出受付を行った通知メールが送付されます。また、「申請届出状況確認」画面で確認が可能で現在のステータスを確認することもできます。

※ステータス例：申請（届出）済、未受付、受付中、受付済、差戻し、却下

問3 入力した内容や届出内容を確認できますか。

答3 システムにログイン後、入力した内容を帳票の形（EXCEL ファイル）でダウンロードすることが可能です。

問4 操作マニュアルを確認したい。

答4 マニュアルは、システムログイン画面（<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>）の右上に表示されている「ヘルプ」をクリックすると、見ることができます。

## 電子申請届出システム

● お問い合わせ先 ● ヘルプ ● ご利用条件 ● 専用窓口

↑ここをクリック



※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

問5 過去に提出した申請・届出の内容とほとんど変わらないケースであっても、申請・届出を提出する度に、申請書や付表の内容をすべて入力する必要があるのか。

答5 本システムを初めて用いて申請・届出を提出する場合は、申請・届出に係るデータをすべて入力が必要です。

過去の申請情報は、添付ファイルを含め、一定期間保持することとしており、次回以降、更新申請や変更届を提出する際は、蓄積されている過去に登録した申請・届出の情報があらかじめフォームに入力されることとなっています。

問6 電子申請・届出システムを利用した場合、登記事項証明書の原本提出はどうすればよいか。

答6 登記事項証明書（原本）のみ郵送でいただくか、登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>) を利用することが可能です。

問7 システム上の「サービス分類選択」で何を選べばよいのか分からない。

答7

**「居宅施設」に含まれるサービス**

訪問介護	(介護予防) 短期入所療養介護
(介護予防) 訪問入浴介護	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
(介護予防) 訪問看護	(介護予防) 福祉用具貸与
(介護予防) 訪問リハビリテーション	(介護予防) 特定福祉用具販売
(介護予防) 居宅療養管理指導	介護老人福祉施設
通所介護	介護老人保健施設
(介護予防) 通所リハビリテーション	介護医療院
(介護予防) 短期入所生活介護	

**「地域密着型」に含まれるサービス**

夜間対応型訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(介護予防) 認知症対応型通所介護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	<b>居宅介護支援事業</b>
地域密着型特定施設入居者生活介護	<b>介護予防支援事業</b>
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

**「総合事業」に含まれるサービス**

訪問型独自サービス (=介護予防訪問介護相当)  
訪問型サービスA (=緩和した基準による訪問型 (定率))  
通所型独自サービス (=介護予防通所介護相当)  
通所型サービスA (=緩和した基準による通所型 (定率))

問8 電子申請届出システムを利用する場合、手数料の納付はどのように行えばよいのか。

答8 従前通り、武豊町が発行する納付書で手数料をお支払いいただき、郵送または持参で領収書の写しをご提出ください。

※納付書は武豊町で作成しておりますので、下記の担当まで、ご連絡ください。

お問い合わせ／武豊町役場福祉課介護保険担当

電話／0569-72-1111

問9 処遇改善計画書や処遇改善実績報告書を、電子申請届出システムを利用して提出することはできますか。

答9 処遇改善計画書や処遇改善実績報告書は電子申請届出システムを利用して提出することができません。従前通り、郵送またはメール、持参でご提出ください。

問10 訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業を一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

答10 訪問介護や(地域密着型)通所介護と総合事業は「サービス分類」が異なるため、それぞれのサービスごとに申請・届出が必要です。

問11 1つの事業所で居宅・施設サービスと介護予防サービスを一体的に行っている場合、電子申請届出システムを利用して一括で申請・届出をできるか。

答11 一括で届出が可能です。地域密着型サービスも同様に一括で申請・届出をすることが可能です。